

報告第 1 号

損害賠償に関する専決処分報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 5 月 15 日提出

熊取町長 藤 原 敏 司

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 4 月 15 日専決

熊取町長 藤 原 敏 司

1. 事故発生日時 令和 7 年 2 月 17 日 16 時 50 分頃
2. 事故発生場所 熊取町和田 [REDACTED]
3. 相手方 [REDACTED]  
被害者 [REDACTED]
4. 事故の概要 熊取町安全パトロール隊が公用車で和田地区を巡回中、西日による視界不良のため運転を誤り、[REDACTED]の側溝に脱輪し、車体右側が[REDACTED]に接触し損傷させたもの。
5. 損害賠償額 77,000 円